

議案第47号

勝山市農業委員会に関する条例の一部改正について

勝山市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成29年12月18日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の改正に伴い、勝山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例

勝山市農業委員会に関する条例(昭和 36 年勝山市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後												
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。)第 7 条及び第 10 条の 2 の規定に基づき <u>農業委員会の選挙による委員(以下「選挙委員」という。)の定数及び選挙区の設置</u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(委員の定数)</p> <p>第 2 条 <u>選挙委員</u>の定数は、<u>13</u> 人とする。</p> <p>(選挙区及び選挙区の委員定数)</p> <p>第 3 条 <u>法第 10 条の 2 第 2 項の規定に基づき選挙区を設け、各選挙区における選挙委員の定数は、次表の通りとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">選挙区</th> <th style="text-align: center;">区域</th> <th style="text-align: center;">定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第 1 選挙区</td> <td>荒土、北郷、鹿谷</td> <td style="text-align: center;">5 名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 2 〃</td> <td>村岡、北谷、野向</td> <td style="text-align: center;">4 名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 3 〃</td> <td>勝山、猪野瀬、平泉寺、遅羽</td> <td style="text-align: center;">4 名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p>	選挙区	区域	定数	第 1 選挙区	荒土、北郷、鹿谷	5 名	第 2 〃	村岡、北谷、野向	4 名	第 3 〃	勝山、猪野瀬、平泉寺、遅羽	4 名	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。)第 8 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の規定に基づき、<u>勝山市農業委員会(以下「農業委員会」という。)の委員の定数及び農地利用最適化推進委員の定数</u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(委員の定数)</p> <p>第 2 条 <u>農業委員会の委員</u>の定数は、<u>12</u> 人とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(農地利用最適化推進委員の定数)</p> <p>第 3 条 <u>農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、10 人とする。</u></p>
選挙区	区域	定数											
第 1 選挙区	荒土、北郷、鹿谷	5 名											
第 2 〃	村岡、北谷、野向	4 名											
第 3 〃	勝山、猪野瀬、平泉寺、遅羽	4 名											

(新設)	(その他) 第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。
------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 ただし、農業委員の定数については、この条例による改正後の勝山市農業委員会に関する条例の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する農業委員会の委員の任期満了の日までの間に限り、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の勝山市農業委員会に関する条例第3条の規定は、前項に規定する日の翌日以後に委嘱される農地利用最適化推進委員について適用する。